## 第28号議案

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び加東 市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例制定の件

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び加東市放課後児童 健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び加東 市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

(加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次に掲げる事項」の右に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。 以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業 を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号 及び第2号に掲げる事項)」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の右に「(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあっては、 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)」を加える。

第23条第2項中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」 という。)第12条の4第5項」を「特区法第12条の5第5項」に改める。

第29条第1項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改め、同条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の右に「又は特区法第12条の4第1項」を加える。

第31条第1項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改め、同条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の右に「又は特区法第12条の4第1項」を加

える。

第44条第1項及び第47条第1項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」 に改める。

(加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第2条 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2 6年加東市条例第18号)の一部を次にように改正する。

第10条第3項第1号中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 第28号議案 要旨

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び加東 市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正(要旨)

### 1 改正理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成29年厚生労働省令第94号)の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第20号)の一部改正(第1条関係)
  - ア 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4に規定する国家戦略特区内の小規模保育施設(国家戦略特区小規模保育事業)において、3歳以上の保育認定子どもの受入れが可能となったことにより、3歳以上の保育認定子どもを受け入れる場合の運営基準を加えること。(第6条、第18条、第29条第2項及び第31条第2項)
  - イ 引用条項の条ずれを改めること。(第23条、第29条第1項、第31条第1項、 第44条及び第47条)
- (2) 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第18号)の一部改正(第2条関係) 引用条項の条ずれを改めること。(第10条)
- 3 施行期日 公布の日

新 照 旧 扙 表

現 行 改 TE 案

○加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正(第1条関係)

(保育所等との連携)

「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条 第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及 び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに 附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正 かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の 終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平 成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める 学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は 保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項

に係る連携協力を

行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定 する幼稚園をいう。) 又は認定こども園(同項に規定する認定こ

(保育所等との連携)

|第6条||家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下|第6条||家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下 「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条 第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及 び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに 附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正 かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の 終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平 成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める 学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は 保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別 区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第 12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を 行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。) にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を 行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定 する幼稚園をいう。) 又は認定こども園(同項に規定する認定こ

ども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しな ければならない。ただし、山間部その他の地域であって、連携施 設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保 育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号に おいて同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限り でない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

- ついての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - $(1)\sim(5)$  (略)

(6) 乳児	及び幼児の区分ごとの利用定員	
--------	----------------	--

 $(7) \sim (11)$ (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保 育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都) 道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 (国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区 法」という。)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にあ

ども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しな ければならない。ただし、山間部その他の地域であって、連携施 設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保 育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号に おいて同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限り でない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

- |第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営に|第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - $(1)\sim(5)$  (略)
  - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(国家戦略特別区域小規 模保育事業者にあっては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満 3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)

(7)~(11) (略)

(職員)

第23条 (略)

育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都 道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 (特区法第12条の5第5項

に規定する事業実施区域内にあ

る家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実 施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以 上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号 のいずれにも該当するものとする。

- (1) (2) (略)
- (略)

(職員)

- |第29条||小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第12条の|第29条||小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第12条の 4 第 5 項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型 にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区 域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かな ければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事 業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬 入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないこと ができる。
- る数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (1) (2) (略)

(略)

(4)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第 の規定に基づき受け入れる 2 号 場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

る家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実 施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以 上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号 のいずれにも該当するものとする。

- (1) (2) (略)
- (略)

(職員)

- 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型 にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区 域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かな ければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事 業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬 入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないこと ができる。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る数の合計数に1を加えた数以上とする。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第 2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
  - (4) (略)

(略)

(職員)

- 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事」第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事 業所B型 | という。)には、保育士(特区法第12条の4第5項に 規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあって は、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保 育士。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長 が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研 修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全 部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定に より搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあって は、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当 数以上は保育士とする。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第 2 号 の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (4) (略)

(略)

(略)

(職員)

- 業所B型」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に 規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあって は、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保 育士。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長 が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研 修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全 部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定に より搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあって は、調理員を置かないことができる。
- 該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半 該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半 数以上は保育士とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第 2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (4) (略)
- (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

2条の4第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所 内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国 家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調 理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託す る保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により 搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっ ては、調理員を置かないことができる。

#### 2 • 3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

|第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。|第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。 次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業 所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域 内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当 該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項におい て同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長 が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了 した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理 員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小 規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

|第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第1|第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第1 2条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所 内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国 家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調 理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託す る保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により 搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっ ては、調理員を置かないことができる。

#### 2 • 3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業 所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。) には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域 内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当 該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項におい て同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長 が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了 した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理 員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小 規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入

施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあって は、調理員を置かないことができる。

2 · 3 (略)

○加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正 (第2条関係)

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

- て、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある放課後健 全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る 国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

 $(2) \sim (9)$  (略)

4 · 5 (略) 施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあって は、調理員を置かないことができる。

2 · 3 (略)

(職員)

第10条 (略)

(略)

- 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であっ┃3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であっ て、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
  - (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後健 全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る 国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

 $(2) \sim (9)$  (略)

4·5 (略)